

「どんな職場があるの？」



福祉の分野には大きくわけて高齢者、障害者、児童、その他（地域、低所得者など）があります。ここでは高齢者、障害者、児童分野の代表的な職場を紹介しています。興味のある分野をご覧ください。

高齢者福祉分野

- 介護職員
- 生活相談員
- 看護師
- 理学療法士
- 作業療法士
- 言語聴覚士
- 栄養士
- 調理員
- 訪問介護員
- 介護支援専門員
- サービス提供責任者
- 事務員

こんな人たちが働いています！



特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)

寝たきりや認知症などにより常に介護を必要とし、自宅で生活することが困難な方が入所する施設です。2015年4月から、入居対象者が原則65歳以上の高齢者で、介護認定を「要介護3」以上で受けている方となりました。食事・入浴・排泄等の介護や機能訓練、相談援助、その他日常生活上の世話等を行います。

養護老人ホーム

環境上の理由および経済的理由により、自宅で生活することが困難な65歳以上の高齢者が入所する施設です。日常生活に必要な援助を行います。

軽費老人ホーム

家庭環境、住宅事情等の理由により、自宅で生活することが困難な高齢者が無料または低額な料金で利用できる入所施設です。食事や入浴などのサービスを提供します。

介護老人保健施設

病状が安定期にある高齢者が入所する施設です。医学的管理の下、介護、機能訓練その他必要な医療、日常生活上の世話をし、在宅生活への復帰を目指します。

認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)

認知症の高齢者が共同生活する住居（民家・アパート等）において、食事・入浴・排泄等の介護、その他日常生活上の世話および機能訓練等を行います。

短期入所生活介護 (ショートステイ)

在宅で介護を受けることが一時的に困難になった高齢者に特別養護老人ホーム、養護老人ホーム等の施設に短期間入所してもらい、食事・入浴・排泄等の介護、その他日常生活に必要なサービスを提供します。

通所介護（デイサービス）

在宅で介護を受ける高齢者にデイサービスセンター等に日帰り通ってもらい、食事や入浴等のサービスを提供するほか、機能訓練などを行います。

訪問介護（ホームヘルプサービス）

訪問介護員（ヘルパー）が在宅で介護を受ける高齢者の自宅を訪問し、食事・入浴・排泄等の身体介護や、調理・洗濯・掃除等の生活援助を行います。

訪問看護

看護師等が在宅で介護を受ける高齢者の自宅を訪問し、主治医の指示に基づいて療養上の世話や診療の補助を行います。

居宅介護支援事業

在宅で介護を受ける高齢者に対し、ケアプランを作成し、実際にサービスを提供する事業者との連絡調整を行います。

地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、介護・医療・福祉・健康など様々な面から支援を行う総合機関です。(1) 総合相談支援、(2) 権利擁護、(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援（高齢者のニーズや状態の変化に応じたケアマネジメント）、(4) 介護予防ケアマネジメントの4つの業務を行います。

ケアハウス

身体機能の低下があったり（自炊ができない程度）、高齢のため独立して生活するのに不安がある高齢者が利用できる施設です。特別養護老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホームと異なり、必要に応じて、在宅福祉・保険サービスを利用することができます。

小規模多機能型居宅介護

居宅にて介護を必要とする方に対して、居宅またはサービスの拠点に通わせるか短期間宿泊させて、入浴・排泄、食事等の介護その他の日常生活の世話及び機能訓練を行います。

障害者福祉分野

- 介護職員
- サービス管理責任者
- 言語聴覚士
- 生活支援員(指導員)
- 看護師
- 栄養士
- 就労支援員
- 理学療法士
- 調理員
- 職業指導員
- 作業療法士

こんな人たちが働いています!



障害者支援施設

障害者に対し施設入所支援（夜間における食事・入浴・排せつ等の介護、生活に関する相談・助言、その他必要な日常生活上の支援）と施設入所支援以外の施設障害者福祉サービス（日中活動等）を行う施設です。

共同生活介護（ケアホーム）／共同生活援助（グループホーム）

障害者の高齢化・重度化に対応して、介

護が必要になっても、本人の希望によりグループホームを利用することができるよう、平成26年4月から共同生活介護と共同生活援助が一元化されました。一元化後のグループホームには介護サービスが必要な方と不要な方が混在していることとなります。そのため、グループホーム事業者自らが介護サービスを行う（1）介護サービス包括型、グループホーム事業者自らは介護サービスは行わずに、外部に委託をする（2）外部サービス利用型の2種類があります。

居宅介護

障害児・者を対象に、在宅において食事・入浴・排せつ等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、その他日常生活上の支援を行います。

就労継続支援施設

就労を希望する障害者に対し就労の機会および生産活動の機会を提供する施設です。そうした活動を通じ、就労に必要な知識や能力の向上を目指します。

児童福祉分野

- 児童指導員
- 看護師
- 言語聴覚士
- 母子支援員
- 心理士
- 栄養士
- 家庭支援専門相談員
- 理学療法士
- 調理員
- 保育士
- 作業療法士

こんな人たちが働いています!



児童養護施設

保護者の離婚や病気、虐待などの事情により家庭で生活することが困難な児童を入所させ、養護する施設です。日常生活から、学習、進学あるいは金銭的な問題まで指導や相談を行い、児童の自立を支援します。

乳児院

保護者の病気や死亡、離婚、虐待などの理由で家庭での養育が困難な乳児を入院させ、養育する施設です。乳児の健全な発育のため授乳・食事・おむつ交換等の養育のほか、精神発達の観察および指導なども行います。

児童自立支援施設

不良行為を行ったり、またそのおそれのある児童や、家庭その他の環境上の理由により生活指導が必要な児童を通所または入所させる施設です。生活指導や相談援助等を行い、児童の自立を支援します。

母子生活支援施設

配偶者のいない女性、またはこれに準ずる女性とその子ども（20歳未満）を入所させ、保護する施設です。経済的、社会的自立に向けて相談援助などの支援を行います。

保育所

就学前の子どもを持つ保護者が、仕事や病気等により子どもを保育することができない場合、保護者に代わって子どもを保育する施設です。

児童館

遊びや様々な活動を通して、児童の健全育成を図る施設です。主に18歳未満の子どもが対象となります。

認定こども園

認定こども園とは、教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さをあわせ持つところです。保護者が働いている、いないに関わらず利

用でき、保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた園を継続して利用できることが大きな特長です。

障害児入所施設

障害のある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行う施設です。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。

児童発達支援

障害のある未就学児を対象にした通所施設です。療育や機能訓練に特化した施設、幼稚園や保育園の代わりにほぼ毎日通う施設とがあります。

放課後等デイサービス

学校（幼稚園、大学を除く）に就学している障害児に授業の終了後または休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行い、個々の子どもの状況に応じた発達支援を行います。

「福祉職場の1日」・・・例



福祉の職場には入所型、通所型、訪問型の3つのタイプがあり、それぞれ勤務形態が異なります。入所型ではローテーション勤務で、夜勤や宿直もあります。一方、通所型や訪問型では日勤が中心になります。1日の流れを知ることによって、福祉の仕事をより身近に感じてみてください。

の場合

（高齢者入所施設における）介護職員

勤務時間	業務内容
8:45	出勤
9:00	申し送り
9:15	入浴介助・ シーツ交換・清掃
11:00	排せつ介助
11:50	食事介助 昼食準備
12:30	休憩
13:30	クラブ活動・ リハビリ
15:30	ケース会議
16:00	排せつ介助
16:30	日報作成
17:00	申し送り・ 夕食準備
17:30	退勤
17:00	出勤
17:15	申し送り
18:00	洗面介助・就寝準備・ 夕食準備・食事介助
20:30	清掃
21:00	見回り・ 就寝の確認
22:00	排せつ介助
0:00	休憩
2:00	見回り・ 排せつ介助
6:00	洗面介助 起床・排せつ介助
7:45	食事介助
9:00	申し送り
10:00	退勤

の場合

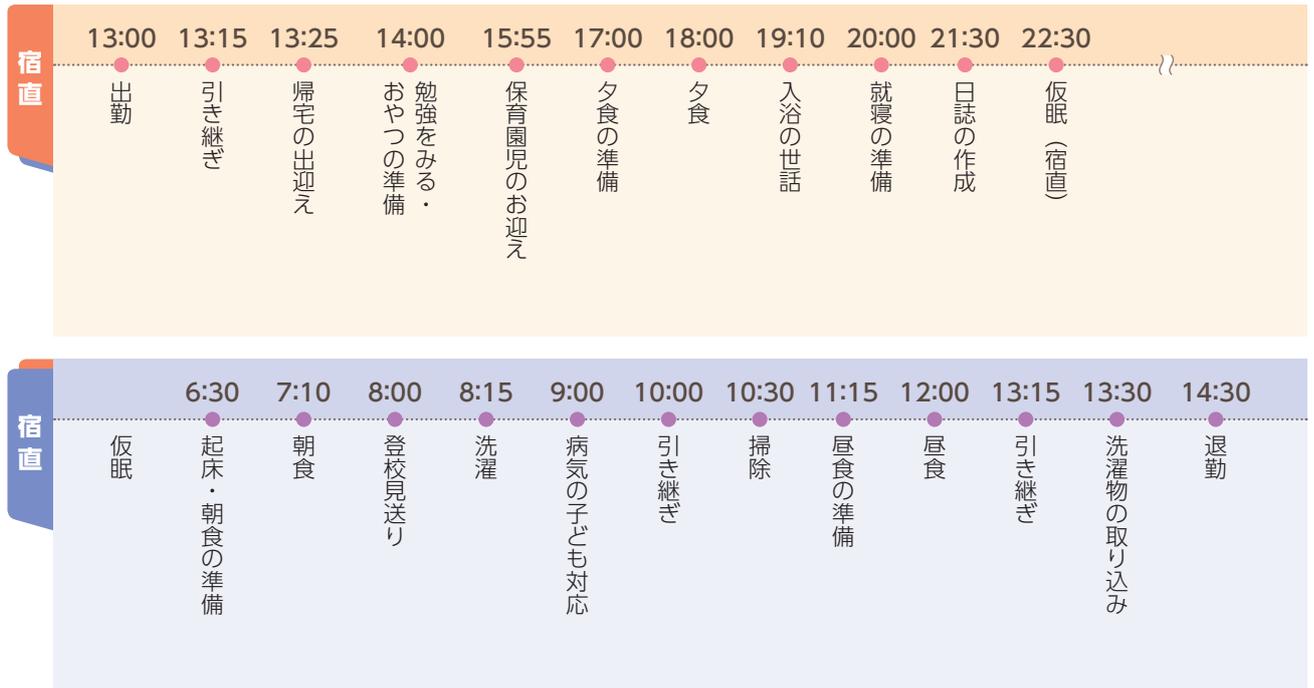
（障害者支援施設における）生活支援員

勤務時間	業務内容
8:30	出勤
9:00	朝礼・報告・ 連絡事項の確認
9:30	陶芸等の作業
10:30	散歩
10:55	作業の再開
11:25	片づけ
11:35	配膳準備・昼食
12:30	休憩
13:30	リハビリ（散歩）
14:45	おやつ配り
15:00	入浴介助
16:30	生活記録の作成 夜勤者との引き継ぎ
17:00	退勤
17:00	出勤
17:15	申し送り
17:30	夕食・食事介助
19:00	片づけ
20:00	洗面介助・ 就寝の準備
21:50	生活記録の記入
0:00	休憩
2:00	見回り・ 排せつ介助
6:00	利用者の起床介助
7:30	朝食
8:30	朝の運動
9:00	朝礼
9:30	退勤



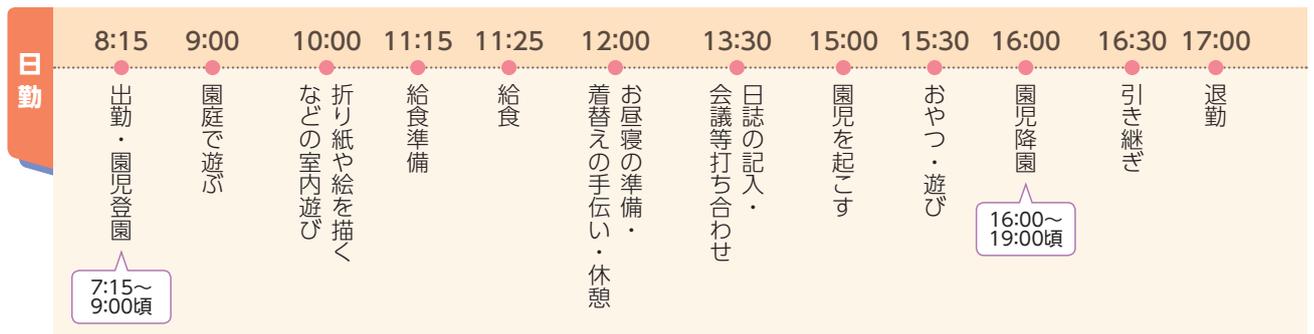
の場合

(児童養護施設における) 児童指導員



の場合

(保育所における) 保育士



「どんな職種があるの？」



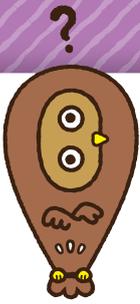
福祉の職場にはさまざまな職種の人が働いています。それぞれの職種が専門性を発揮し、互いに協力・連携することで、利用者のその人らしい自立した生活をサポートしています。

自分がどんな立場で利用者とかかわっていききたいか、ぜひその参考にしてみてください。

- ◎：必須
- ：いずれか必須
- ▲：あると望ましい

	職種	仕事の内容	活躍の場所	求められる事の多い資格
介護の仕事	介護職員	高齢者福祉施設や障害者福祉施設で、食事や入浴、着替え、排せつなど、日常生活の介護を行います。その他に行事やレクリエーションなども行います。高齢者や障害者がその人らしく生きがいを持って生活できるよう支援します。	特別養護老人ホーム デイサービスセンター 障害者入所施設 など	▲介護福祉士 ▲介護職員初任者研修 ▲実務者研修
	訪問介護員 (ホームヘルパー)	高齢者や障害者の自宅を訪問し、日常生活の援助を行います。食事、入浴、排せつなどの身体介護と、食事の準備、洗濯、掃除、買物などの生活援助があります。高齢者や障害者が自宅で自立した生活が送れるよう支援します。	訪問介護事業所 など	●介護福祉士 ●介護職員初任者研修 ●実務者研修
保育の仕事	保育所の保育士	保育所で働く保育士は、子どもたちがすこやかに成長するよう保育を行います。子どもたちが食事やトイレ・睡眠などの基本的な生活習慣を身につけ、遊びを通して集団生活を身につけられるよう支援します。また、保護者に対しても、子育てに関する指導やアドバイスを行います。	保育所	◎保育士
	児童養護施設等の 保育士	乳児院・児童養護施設等で働く保育士は、施設で生活する子どもたちの親代わりとして、起床から就寝まで生活全般の世話をします。また教育・しつけ・社会的自立に向けた援助等も行います。このほか、子どもの親や学校・児童相談所等との連絡調整などを行います。	乳児院 児童養護施設 障害児施設 など	◎保育士
相談・援助・調整の仕事	生活相談員	生活相談員は、高齢者一人ひとりが住み慣れた地域や施設で安心して生活できるよう、その方を取り巻く環境の調整を行います。利用者や家族からの相談に応じるほか、さまざまな職種間や関係機関との連絡調整を行います。	特別養護老人ホーム 養護老人ホーム デイサービスセンター など	▲社会福祉主事任用資格 ▲社会福祉士
	生活支援員 (生活指導員)	生活支援員は、食事や入浴、排せつなどの援助を行うほか、相談援助や職業訓練・レクリエーションなどの日中活動を実施し、障害者が生きがいを持って生活できるよう支援を行います。	障害者福祉施設 など	▲介護福祉士 ▲社会福祉士 ▲社会福祉主事任用資格 ▲介護職員初任者研修
	児童指導員	児童指導員は、社会的な養育が必要な子ども、母子家庭の親子、障害のある子どもが生活する施設などで、子どもがすこやかに育つよう指導援助・育成・代弁をするのが主な職務です。また学校や親との連絡・調整を行います。	児童養護施設 障害児施設 など	◎児童指導員任用資格

	職種	仕事の内容	活躍の場所	求められる事の多い資格
相談・援助・調整の仕事	医療ソーシャルワーカー	医療ソーシャルワーカー(MSW)は主に病院で患者やその家族がかかえる課題についての相談援助を行い、療養に専念できる環境づくりを行います。入退院の手続き、入院中のトラブルへの対応、経済的問題の解決に向けた相談援助、退院後の復帰などをサポートします。	病院 (地域医療連携室など)	▲社会福祉士
	精神保健福祉士	精神保健福祉士は、精神障害者の社会復帰に関わる相談援助を行う専門職です。精神病院で働く精神保健福祉士は退院後の住居や再就労等についての助言・指導、生活管理・金銭管理・その他日常生活に適應するために必要な訓練などを行い、精神障害者の社会復帰をサポートします。	精神科病院 精神障害者施設 精神保健福祉センター など	◎精神保健福祉士
	介護支援専門員	介護支援専門員は、居宅介護支援事業所や特別養護老人ホームなどでケアプラン(介護支援計画)を作成し、実際にサービスを行う施設や事業所との連絡・調整などを行います。	居宅介護支援事業所 特別養護老人ホーム 介護老人保健施設 など	◎介護支援専門員
	心理職	主に行政の相談所で、面接や観察、心理テストなどを通じて相談者(クライアント)の心理状況を把握し、カウンセリングなどを行います。	児童相談所 身体障害者更生相談所 知的障害者更生相談所 など	臨床心理士
看護の仕事	福祉施設における看護師は、医療的なケアはもちろん、日常の健康管理や精神面、衛生面の管理を通して、利用者の毎日の生活を支援します。そのため、医師や介護職など他の専門職と協力することが大切です。	特別養護老人ホーム 訪問看護事業所 障害児施設 救護施設 など	●看護師 ●准看護師 ●保健師	
リハビリテーションの仕事	理学療法士	理学療法士は、からだの機能に障害がある方に対して、運動療法や温熱・電気などを用いた物理療法、日常生活動作訓練などの理学療法を施し、日常生活を送るうえでの基本的な動作能力の回復を図ります。	特別養護老人ホーム 障害児施設 病院 リハビリテーションセンター など	◎理学療法士
	作業療法士	作業療法士は、心身に障害がある方に対して、工作や手芸・家事などの「作業」や生活動作の訓練などを通して、身体機能の回復や維持を図ります。	デイサービスセンター 障害児施設 病院 リハビリテーションセンター など	◎作業療法士
	言語聴覚士	言語聴覚士は、失語症や難聴など言語や聴覚に障害のある方や、食べ物を飲み込むことが難しい方に対し、専門的な訓練・検査・指導・アドバイスをし、機能回復や障害の軽減を図ります。	介護老人保健施設 障害児施設 病院 リハビリテーションセンター など	◎言語聴覚士
栄養・調理の仕事	栄養士	栄養士は、福祉施設や病院などで利用者にあつた献立を作成するほか、利用者の食生活や栄養に関して指導・アドバイスも行います。また、食材の発注・調理・予算管理・調理員へのアドバイス・調理施設の衛生管理なども担っています。	さまざまな 社会福祉施設 など	◎栄養士
	調理師	栄養士が作成した献立にもとづき、実際の食事をつくります。衛生的に処理し、美味しく調理することはもちろん、利用者の年齢や状態に合わせ調理方法を工夫することも求められます。	さまざまな 社会福祉施設 など	▲調理師免許



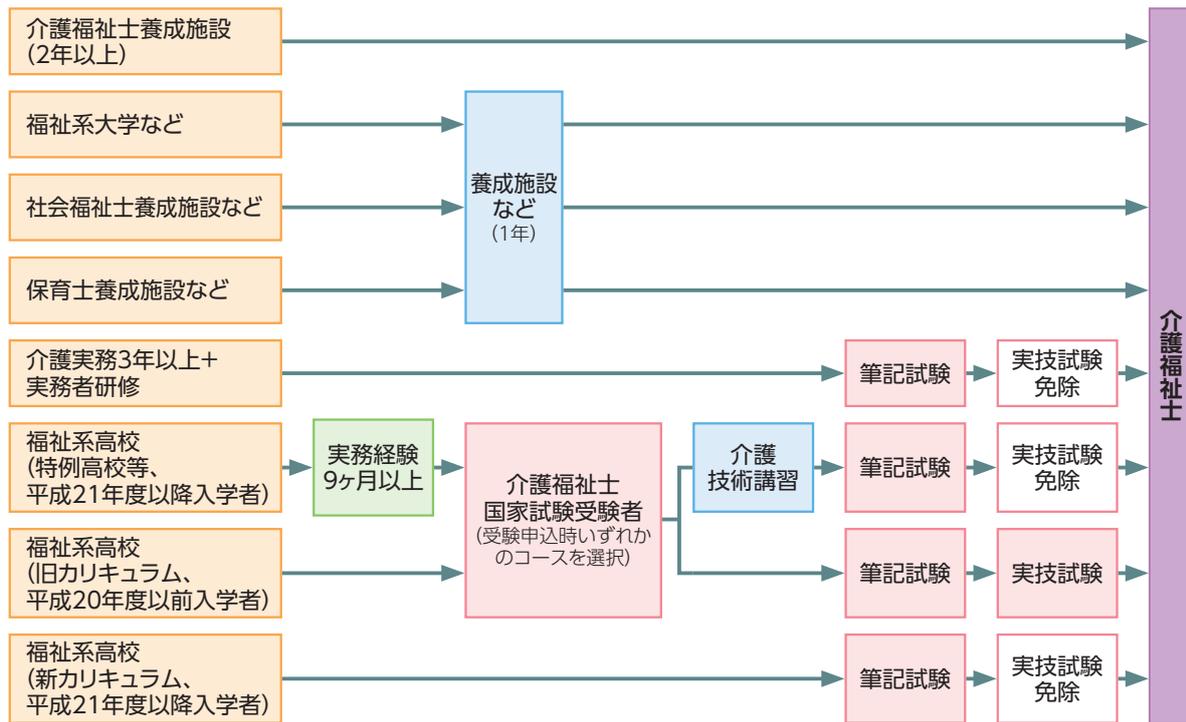
「どんな資格があるの？」

福祉の仕事にかかわる資格はさまざまです。資格を取得することで、活躍の場も大きく広がるでしょう。自分の興味のある分野や職種にはどんな資格が必要なのか見てみてください。

介護福祉士(国家資格)

介護福祉士は、専門的知識や技術をもって、身体上や精神上的の障害があることにより、日常生活を営むのに支障のある人に、食事、入浴、排せつ、その他生活上必要な介護を行い、またその人や介護者に対して介護に関する指導を行う専門職のための資格です。

介護福祉士になるには？



平成28年度(第29回試験)からの主な変更点

- ①実務経験ルートは、実務経験3年以上かつ実務者研修を修了した方が受験資格になります。
- ②「実務経験3年以上」で、「介護職員基礎研修課程」と「喀痰吸引等研修」の両方を終了している場合、「実務者研修」を修了した方と同様に受験資格となります。

※受験資格変更による、より詳細な情報は、社会福祉振興・試験センターのホームページより確認できます。

介護職員初任者研修

介護職員初任者研修は、在宅・施設を問わず、介護職員として働くうえで基本となる知識・技術を習得するための研修として、従来の訪問介護員(ホームヘルパー2級)から移行した研修としてスタートしました。なお、従来のホームヘルパー2級を取得している場合には、介護職員初任者研修修了者として訪問介護などの業務に従事できます。カリキュラムの時間数は130時間とヘルパー2級と変わりませんが、「認知症の理解」などの科目が新設されるとともに、介護技術を習得するための演習の時間や修了試験(筆記)が追加されています。

介護職員初任者研修を受講するには？

東京都の指定を受けているさまざまな事業者が研修を開催しています。

講義・演習等の全てを通学で行うものと、講義の一部を通信で行うもののほか、平日開催、土日開催などの実施形態があります。

受講にあたっては、研修の実施形態、受講時期、受講期間、会場、受講料など実施団体に問い合わせて確認することが必要です。

実務者研修

介護福祉士養成施設（2年以上の養成課程）の到達目標と同等の水準を目指すもので、実務経験だけでは習得できない知識・技術を中心に450時間の研修が構成されています。（過去に読替を可能とする研修を受講している場合には一部免除となります。）従来の介護職員基礎研修・ホームヘルパー1級から改変されました。平成28年度の介護福祉士国家試験からは、実務経験3年以上に加え、実務者研修の修了が必要となります。実務者研修修了者は、サービス提供責任者になることができます。

実務者研修を受講するには？

実務者研修は介護系資格の有無や経験に関わらず、受講することが可能です。都道府県の指定を受けている事業所が開講しています。受講しやすい環境瀬日がされており、働きながら少しずつ学ぶことができるよう、通信教育も用意されています。受講にあたっては、研修の実施形態、受講時期、受講期間、会場、受講料など実施団体に問い合わせて確認する必要があります。

介護支援専門員

介護支援専門員は介護保険制度の導入に合わせて創設された資格です。専門知識および技術をもって、介護を必要とする高齢者からの相談に応じ、心身の状況に応じた適切な介護サービスが利用できるよう、市町村やサービス提供事業者、介護保険施設などと連絡・調整を行います。

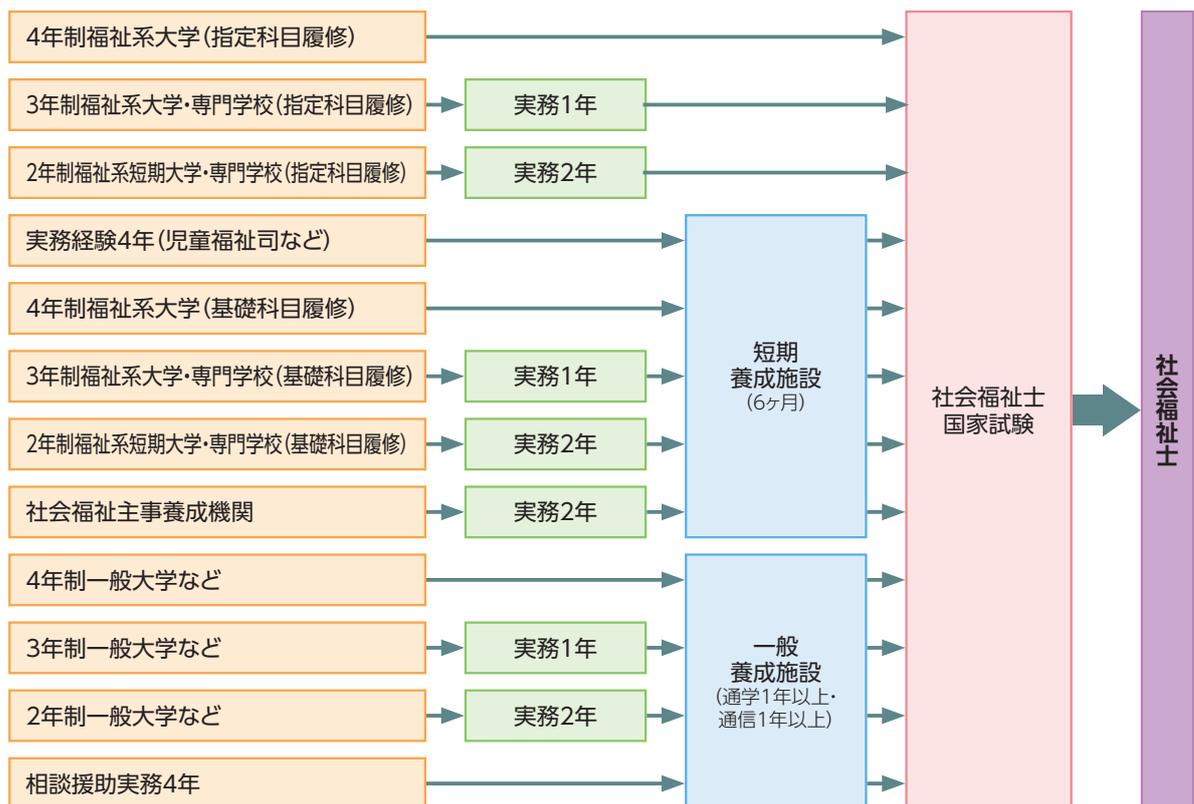
介護支援専門員になるには？

厚生労働省令で定める一定以上実務の経験を有し、介護支援専門員実務研修受講試験に合格し、介護支援専門員実務研修を修了する必要があります。

社会福祉士(国家資格)

社会福祉士とは、身体や精神の障害あるいは環境上の理由などにより、日常生活を営むのに支障のある人や社会生活上の困難を抱えている人に対し、福祉に関する相談や助言、指導、その他援助を行う専門職のための資格です。

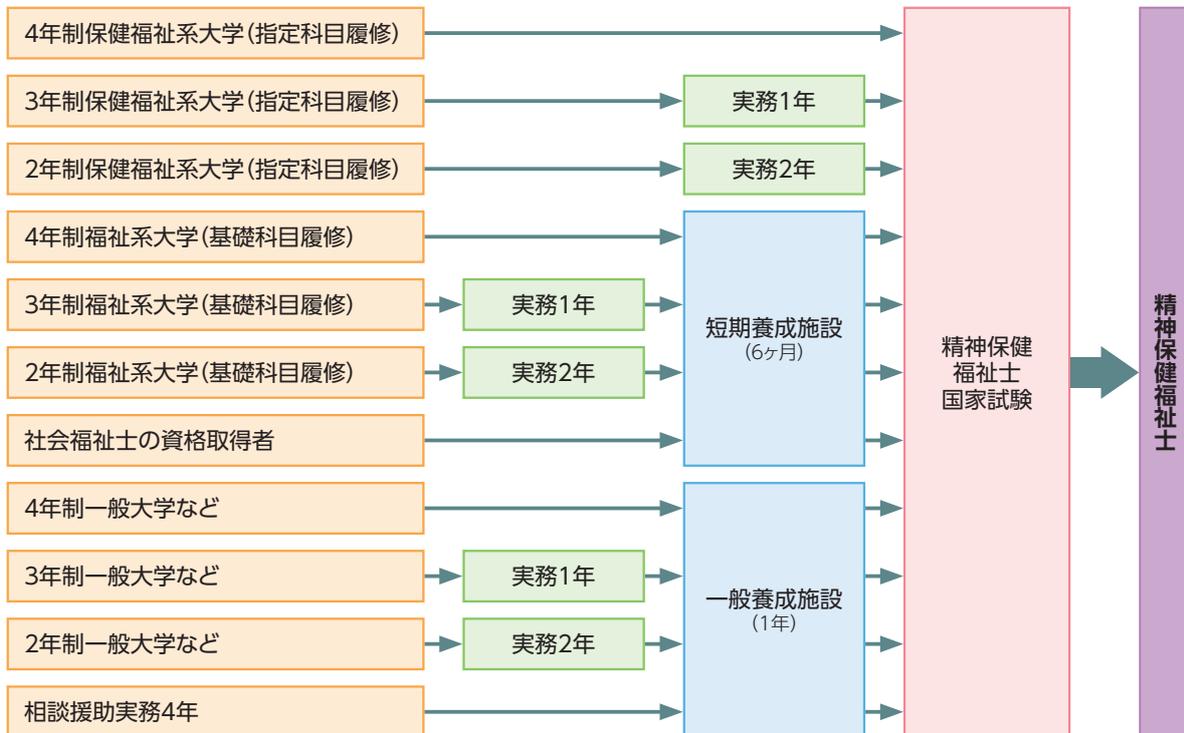
社会福祉士になるには？



精神保健福祉士(国家資格)

精神保健福祉士とは、精神障害者の保健や福祉に関する専門的知識および技術をもって、精神障害者の社会復帰のための相談援助を行う専門職のための資格です。

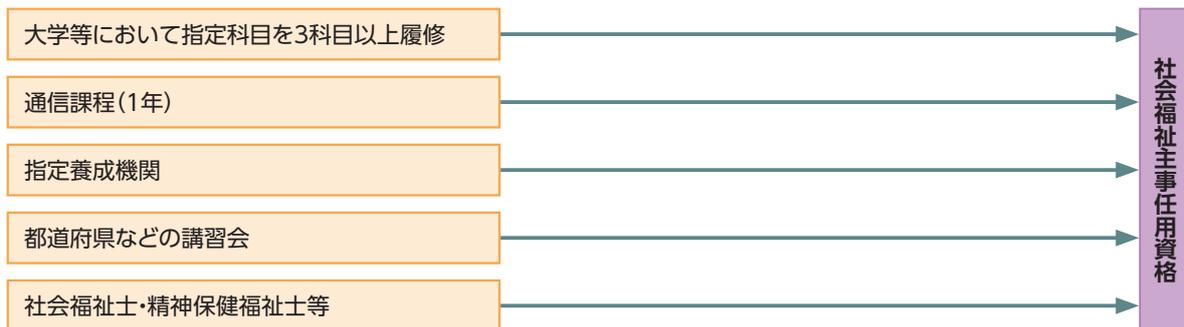
精神保健福祉士になるには？



社会福祉主事任用資格

社会福祉主事任用資格は、各地方自治体の福祉事務所でワーカー等として任用される際に必要な資格です。社会福祉施設の生活相談員や社会福祉協議会などの職員募集の際に、資格要件とされる場合もあります。

社会福祉主事任用資格をとるには？



保育士(国家資格)

保育士は専門的知識と技術をもって、地域の子育ての中核を担うことを期待されている専門職です。保育所、児童養護施設、障害児施設など児童福祉施設全般で求められる資格です。

保育士になるには？



幼稚園教諭免許状を有する者における保育士資格取得特例

幼稚園教諭免許状をお持ちの方の保育士資格取得特例が始まりました。

※平成31年度末までの予定です。詳細は厚生労働省のホームページで確認することができます。

児童指導員任用資格

児童指導員任用資格は、児童福祉施設に配置されている児童指導員として任用される際に求められる資格です。児童の成長を援助するとともに、基本的な生活習慣や学習の指導、生活上のアドバイスなどを行います。

児童指導員任用資格をとるには？

次のいずれかに該当すれば、児童指導員の有資格者となります。

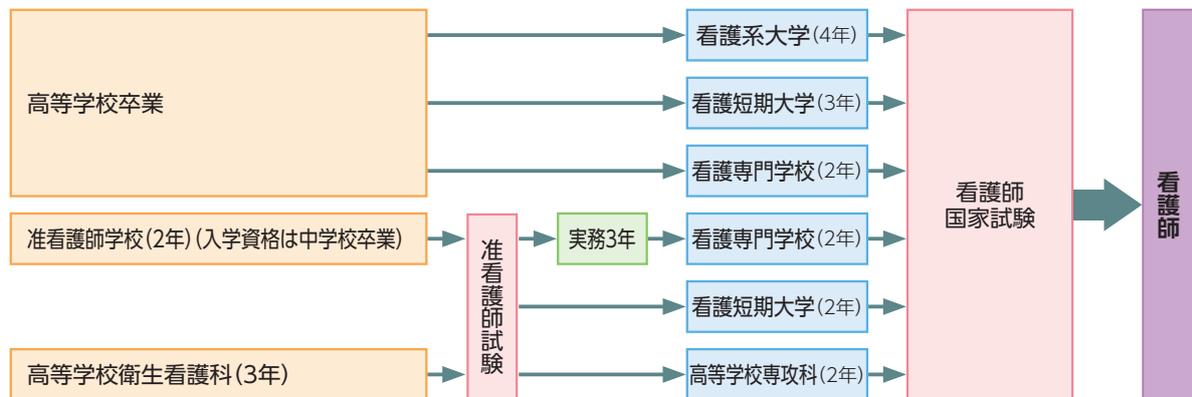
- ①大学において、社会福祉・社会学・教育学・心理学のいずれかの専攻課程を卒業した者
- ②小・中・高のいずれかの教員免許を取得した者（級・教科不問）
- ③地方厚生局長指定の児童指導員養成校を卒業した者
- ④児童福祉事業に従事した者（高卒以上2年、その他3年）



看護師(国家資格)

看護師は、医師の医療行為を支えるとともに、利用者の日常的な健康管理や衛生管理、医療的なケアを行います。また、施設内の衛生管理、感染症予防などの指導も担当します。

看護師になるには？



臨床心理士

臨床心理士は、日本臨床心理士資格認定協会が認定試験をもって認定する資格です。臨床的な心理学の技法をもちいて、心の悩みや問題の軽減を図ります。

臨床心理士になるには？

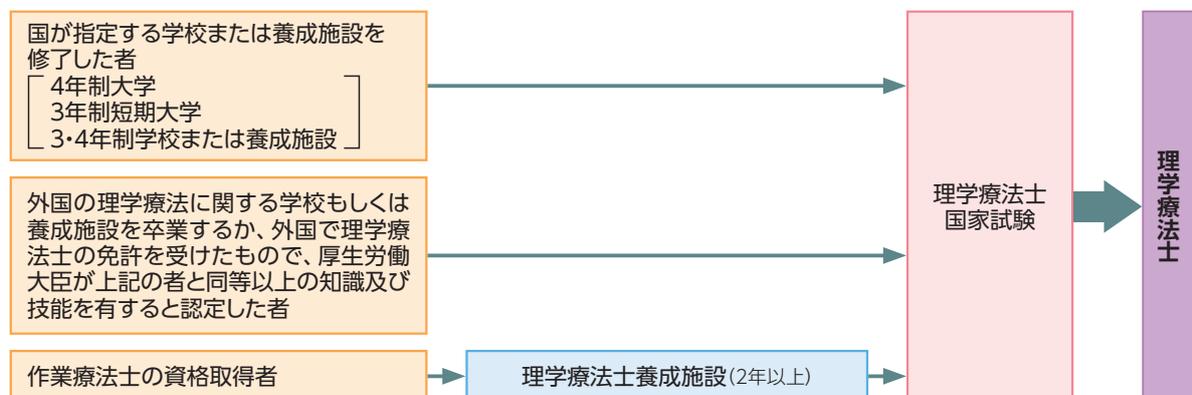
財団法人日本臨床心理士資格認定協会の資格試験に合格することが必要です。主な受験資格は次のとおりです。

- ①指定大学院（1種・2種）を修了した者
- ②臨床心理士養成に関する専門職大学院を修了した者
- ③諸外国で指定大学院と同等以上の教育歴および必要な心理臨床経験2年以上を有する者
- ④医師免許取得者で、必要な心理臨床経験2年以上を有する者 など

理学療法士(国家資格)

理学療法士（PT, Physical Therapist）は、何らかの原因で身体の機能に障害をもった人に、筋力の増強などの運動療法、温熱・電気などを使った物理療法を中心に施し、日常生活を送るうえでの基本的な動作能力の回復を図る専門職の国家資格です。

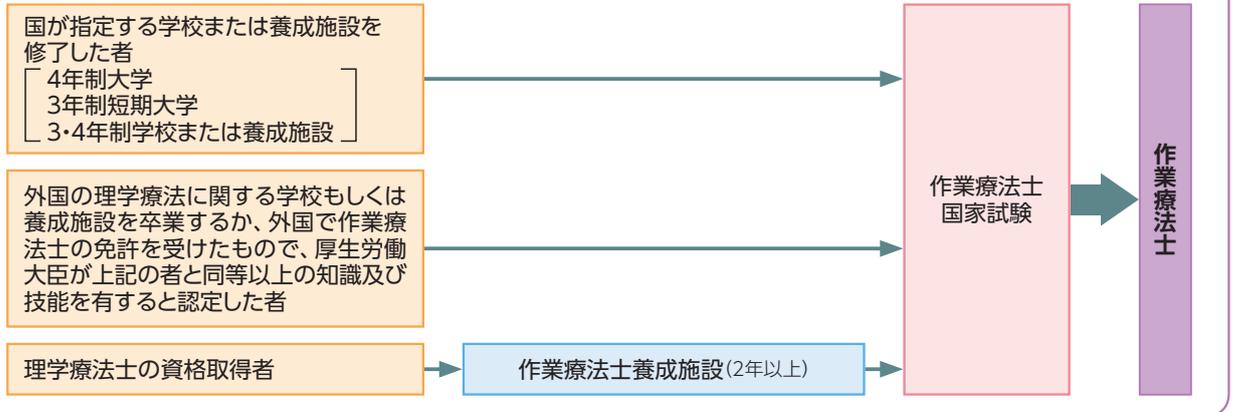
理学療法士になるには？



作業療法士(国家資格)

作業療法士 (OT, Occupational Therapist) は、何らかの原因で身体の機能に障害をもった人に、工作や手芸などの作業、レクリエーション、生活動作の訓練などを通じて、機能の回復や機能低下の予防を図る専門職の国家資格です。

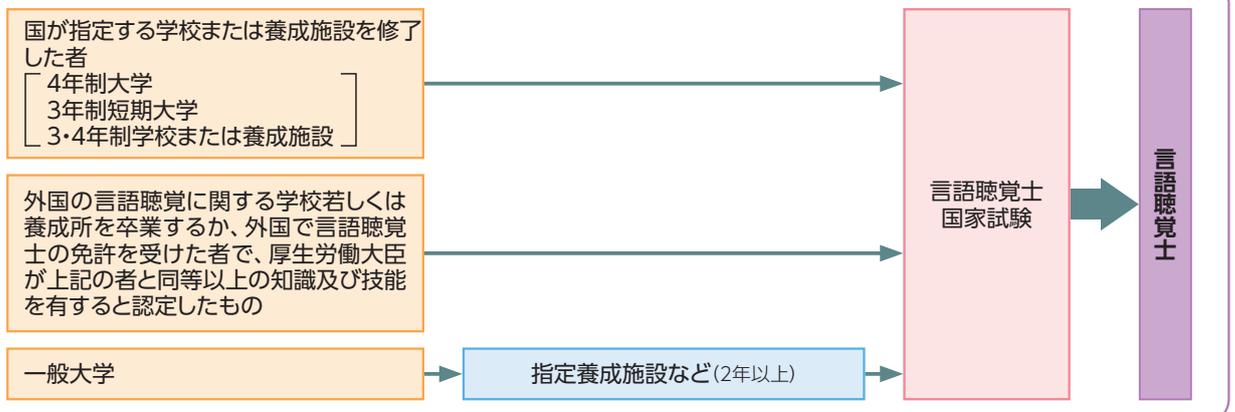
作業療法士になるには?



言語聴覚士(国家資格)

言語聴覚士 (ST, Speech-Language-Hearing Therapist) は、難聴や失語症、言語発達障害など言語や聴覚に障害のある人に対して、専門的な検査及び訓練・指導を行い、機能回復や障害の軽減を図る専門職の国家資格です。

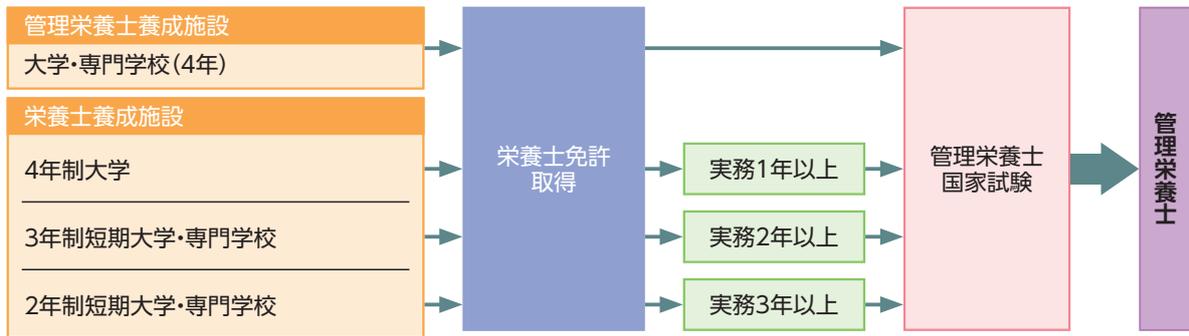
言語聴覚士になるには?



栄養士・管理栄養士(国家資格)

栄養士は、献立の作成、食事管理、栄養指導などを通して、利用者の健康保持・疾病の予防を図る専門職です。

栄養士になるには？



調理師

調理師は栄養士の作成した献立に基づき、実際の調理業務にあたる者の専門資格です。調理師の資格はなくても調理の仕事はできますが、調理師免許を条件にした求人も多くなっています。

調理師になるには？

